

介護予防・日常生活支援総合事業利用までの流れ

窓口で相談内容や希望を伝え、サービスや要介護認定の申請などについて説明を受け、手続きを行う。

市民

市役所窓口・地域包括支援センター

市独自の質問紙

介護申請

介護認定審査

要介護
1～5

要支援
1～2

非該当
(自立)

基本チェックリスト

地域包括支援センターによるマネジメント

ケアプランの作成

介護
サービス

※介護予防サービス
(訪問型・通所型以外)

※介護予防
サービス
(従前相当)

サービス
A

サービス
B

サービス
C

- ・ 一般介護予防事業
(マシン筋トレ 含む)
- ・ 地域生きがい交流事業
- ・ 地域の活動

民間企業
の活動

介護保険給付

※ 要支援認定を受けた方のみ利用可

市・地域包括支援センターとの協議を経て利用を決定